

PTA総合補償制度 ご加入のご案内

① 予定数での申込

同封の加入申込書に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、横浜市PTA連絡協議会事務局までご提出ください。

※ 予定会員数として、2023年5月1日現在のPTA会員の世帯数、PTA会員の児童・生徒数をご記入ください。

締切日 2024年3月1日(金)まで

② 確定数の報告と掛金払込

同封の加入会員数等報告書に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、横浜市PTA連絡協議会事務局までご連絡いただき、制度掛金をお振込ください。

※ 確定会員数として、2024年5月1日現在のPTA会員の世帯数、PTA会員の児童・生徒数をご記入ください。

締切日 2024年5月31日(金)まで

③ 加入者票受取

4月頃に学校宛てに加入者票および各種資料をお送りします。ご確認いただくと同時に大切に保管してください。

契約者である団体は、加入依頼書に記載された個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。また、制度の運営・管理のため、被保険者が所属する学校などに提供する場合があります。引受保険会社における個人情報の取扱いにつきましては、重要事項説明書にてご確認ください。

事故時の請求手続き

ステップ1

「事故の際の連絡先」あるいは「取扱代理店・扱者」宛てに事故の内容をお知らせください。

ステップ2

保険金請求書をお送りしますので、必要事項をご記入・ご捺印の上ご返送ください。

ステップ3

審査後、ご指定の口座に保険金をお支払いします。

※1 事故発生後30日以内にご連絡ください。(手続方法等は、別紙「PTA総合補償制度の補償概要」をご覧ください。)

※2 請求額が10万円以下で、治療期間が3ヶ月以内の場合、診断書を省略できる場合があります。

※3 ご請求内容により、PTA会長あるいは学校長のご署名・ご捺印が必要となります。

● 事故の際の連絡先

株式会社 ジーアンドケイ・アソシエイツ

TEL:0120-916-818(通話料無料) FAX:045-211-0919
(月～金 午前9:00～午後5:00 土・日・祝日・年末年始を除く)
E-mail: y-pta@gandk.co.jp

■ 団体契約者

横浜市PTA連絡協議会

〒220-0022 横浜市西区花咲町6-145 横浜花咲ビル3階
TEL:045-341-0181 FAX:045-341-0430 (月～金 午前9:00～12:00 午後1:00～5:00 土・日・祝日・年末年始を除く)

■ 当制度に関するお問合せ先 (取扱代理店・扱者)

株式会社 ジーアンドケイ・アソシエイツ

〒231-0023 横浜市中区山下町51-1 読売横浜ビル7F
TEL:0120-916-818(通話料無料) FAX:045-211-0919
(月～金 午前9:00～午後5:00 土・日・祝日・年末年始を除く)
E-mail: y-pta@gandk.co.jp

■ 引受保険会社

AIG損害保険株式会社

https://www.aig.co.jp/sonpo
横浜支店
〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-4-19
富士火災横浜ビル
TEL:045-277-3110 FAX:045-476-8175
(月～金 午前9:00～午後5:00 土・日・祝日・年末年始を除く)

PTA活動の安心のために

PTA総合補償制度は、単位PTAあるいは会員校の児童・生徒およびPTA会員(保護者・教職員)等に生じるPTA活動中のさまざまな事故を幅広く補償します。

傷 害 (PTA団体傷害保険)

児童・生徒

児童がPTA活動中にケガをした



PTA会員

保護者会員がPTA共催の運動会でケガをした



PTAが事前に認めた参加者

PTA安全パトロール中にケガをした



被保険者(保険の対象となる方)

- PTA会員(保護者・教職員)およびその学校に通学する児童・生徒
- PTA会員の同居の親族
- PTA行事(※1)への参加が事前にPTAより認められている方

(※1) PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則(名称のいかんを問いません)にもとづく手続きを経て決定されたものをいいます。

賠 償 (PTA賠償責任保険)

対人 ※ 来賓にケガをさせた



対物 ※ 他人の財物を壊した



保管物

学校から借りたものを壊した



提供飲食物

PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等損害を被った



法律相談・クレーム対応費用

PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれたので、弁護士への法律相談や委任をした

弁護士相談・弁護士紹介サービス
PTAまたはPTA役員が、引受保険会社提携先の弁護士からのアドバイスや、委任する弁護士の紹介を受けられます。



※は児童・生徒の日常生活に起因する事故も対象となります。詳細は別紙「PTA総合補償制度の補償概要」をご確認ください。

ご加入いただく皆様へ

別紙の補償概要および重要事項説明書には、ご契約にあたっての重要な事項(「契約概要」・「注意喚起情報」)が記載されていますので、必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」等)が記載されている部分につきましては、その内容についてご確認ください。

PTA総合補償制度はPTA活動中の児童・生徒・保護者・教職員の皆さまのさまざまな事故を幅広く補償する制度です。

〈PTA団体傷害保険〉

補償の内容	補償例	保険金額
傷害(ケガ)の補償 ●PTA行事参加中の事故 ・PTA連合会や単位PTAが主催・共催する行事中に被ったケガを補償します。 ・PTA行事への往復途上も対象となります。 ・細菌性食中毒も補償の対象となります。 ・日射または熱射を原因とする熱中症も補償の対象となります。	・保護者がPTA懇談会参加後、自転車で帰宅途中に転倒しケガをして、22日間入院。 支払保険金:57,640円 ・保護者がPTA主催のスポーツ大会でケガをして19日間通院。 支払保険金:33,060円	死亡保険金額 175.3万円
		後遺障害保険金 障害の程度によって上記死亡保険金額の 4%~100%
		入院保険金日額 (180日限度) 2,620円
		手術保険金 (1事故につき1回) 10倍・5倍 <small>手術の際の入院の有無によって上記入院保険金(日額)の (入院中・入院中以外)</small>
		通院保険金日額 (90日限度) 1,740円
制度掛金 (1会員(1世帯)あたり)		68円

〈PTA賠償責任保険〉

補償の内容	補償例	保険金額(お支払限度額)
損害賠償責任補償 ●PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任 〈対人・対物補償〉(往復途上対象外) ・PTAが企画・立案し主催または共催するPTA活動において、運営に過失や不備があり、その結果第三者にケガをさせたり、物をこわしたりしたことに対してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。 〈保管物補償〉(往復途上対象外) ・PTA活動中に第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中にこわしたり盗難されたことに対してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。 〈提供飲食物危険補償〉 PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等を被ったことに対してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。	<対人>PTAの催しで、会場設備の不備により来場者にケガをさせた。 <対物>PTA主催のソフトボール大会で打球が走行中の第三者の車にあたり損傷させた。	対人 1名 1億円 1事故 1億円 <small>(自己負担額 0円)</small> 対物 1事故 1億円 (自己負担額 0円)
	PTA活動中、PTAで借りていたビデオカメラを破損させた。 支払保険金:45,000円 <small>(修理代5万円から自己負担額5,000円を差し引きます。)</small>	保管物 1事故 10万円 保険期間中 500万円 <small>(自己負担額 5,000円)</small>
	PTAバザーで一般客に弁当を提供し、15名が食中毒になり2~7日間入院。	対人・対物 1名・1事故/PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任の対人・対物補償と同額 <small>注)保険期間中の限度額については、対人・対物それぞれの1事故あたりの限度額が適用されます。</small>
法律相談・クレーム対応費用 ●法律相談・クレーム対応費用補償 PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償 ※引受保険会社提携先の弁護士からのアドバイスや、委任する弁護士の紹介(無料)を受けられます。	PTAの催しで、近隣住民より騒音のクレームを受け、その後いやがらせ行為が続いている為、弁護士に相談した。	弁護士費用 1事故 100万円 保険期間中 1億円
児童・生徒の賠償責任補償 ●児童・生徒の損害賠償責任 PTAの管理下・管理下外を問わず、日本国内においてPTAの児童・生徒(PTAの組織単位である学校等に通学する児童・生徒)が他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊して、その児童・生徒、または法定監督義務者(保護者)が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。 ※学校の管理下中やクラブ活動中に、定められた指示やルールに従っている間に発生した事故については、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、その場合補償の対象となりません。 ※PTA会員が個人で自動車保険、火災保険、傷害保険等のオプション補償として個人賠償責任補償にご加入されている場合には、補償が重複する場合があります。 補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合がありますので、ご契約前にその点をご理解いただいた上でご加入をご検討ください。	児童・生徒が自転車で買い物に行く途中に歩行者と衝突しケガをさせた。	1事故/ 100万円限度 <small>(自己負担額 1,000円)</small>
制度掛金 (児童・生徒1人あたり)		131円

※補償内容の詳細や保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合は、別紙「PTA総合補償制度の補償概要」をご覧ください。

保 険 期 間

2024年4月1日 午前0時より
2025年4月1日 午後4時まで

お手続き 加入申込書を**3月1日(金)**までにご提出いただき、
5月31日(金)までに加入会員数等報告書のご提出と制度掛金をお振込ください。
※手続きが遅れる場合は補償開始日が遅れますのでご注意ください。 ※詳しくは、最終ページをご覧ください。

制 度 掛 金

PTA団体傷害保険 **68円×会員数(世帯数)**
 PTA賠償責任保険 **131円×児童・生徒数** } = **制度掛金**

※毎年5月1日現在のPTA会員の世帯数、PTA会員の児童・生徒数です。(教職員会員数は不要です。)
 ※制度掛金は単位PTAがとりまとめてお申し込みください。